

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 19日	
千葉県知事	
熊谷 俊人 殿	
提出者 〒104-0051	
住 所 東京都中央区佃二丁目1番6号	
氏 名 三井住友建設株式会社 東京土木支店	
執行役員支店長 大場 聡	
電話番号 03-4582-3134	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井住友建設株式会社 東京土木支店
事業場の所在地	東京都中央区佃二丁目1番6号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06－総合工事業
② 事業の規模	34,140百万円（令和5度元請完成工事高）
③ 従業員数	269名（令和6年3月31日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 産業廃棄物処理工程参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙-2 建設副産物管理組織図参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1927.2 t	4.9 t
	(これまでに実施した取組) ・計画、施工段階での発生抑制の検討 ・廃棄物の発生量を減少できる工法を採用する。(プレキャスト化) ・仮設材（型枠材等）の転用率向上に努める。 ・梱包材の簡易化及び再利用の向上。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	50 t	40 t
	(今後実施する予定の取組) ・がれき類、建設汚泥の発生抑制に努める。 ・工事関係者の意識向上教育の実施。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・作業所条件に適合した分別方法、分別品目を決める。 ・分別ヤードの確保と分別表示の実施。 ・分別品目の細分化による混合廃棄物の縮減。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・更なる定期的な教育訓練の実施。 ・廃プラスチック類の更なる分別、再生プラスチック類を分別しリサイクル率を推進。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社において建設廃棄物の再生利用した作業所はなかった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社において建設廃棄物の再生利用が行える場合は再生利用を行う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社において建設廃棄物の中間処理は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 自社において建設廃棄物の中間処理が行える場合は中間処理を行う。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・自社で埋立処分または海洋投棄処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・今後、自社で埋立処分または海洋投棄処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1927.2 t	4.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	4.9 t
	再生利用業者への処理委託量	1927.2 t	4.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・支店独自に取引実績、業績、電子対応等を加味し、委託業者認定リストを作成し、優先的に委託先を決めている。 ・処理委託業者の中間処理施設のパトロールを実施し、適正処理が実行されていることを確認する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	50 t	40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20 t	40 t
	再生利用業者への処理委託量	50 t	40 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・優良認定処理業者及び認定熱回収施設設置者、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託率の増加を図る。		
	・リサイクル率の高い処理業者への委託率増加。		
	・「廃プラスチック類」と「再生プラスチック類」の分別回収に対応可能な処理業者への委託率増加。		
※事務処理欄			

(第6面)

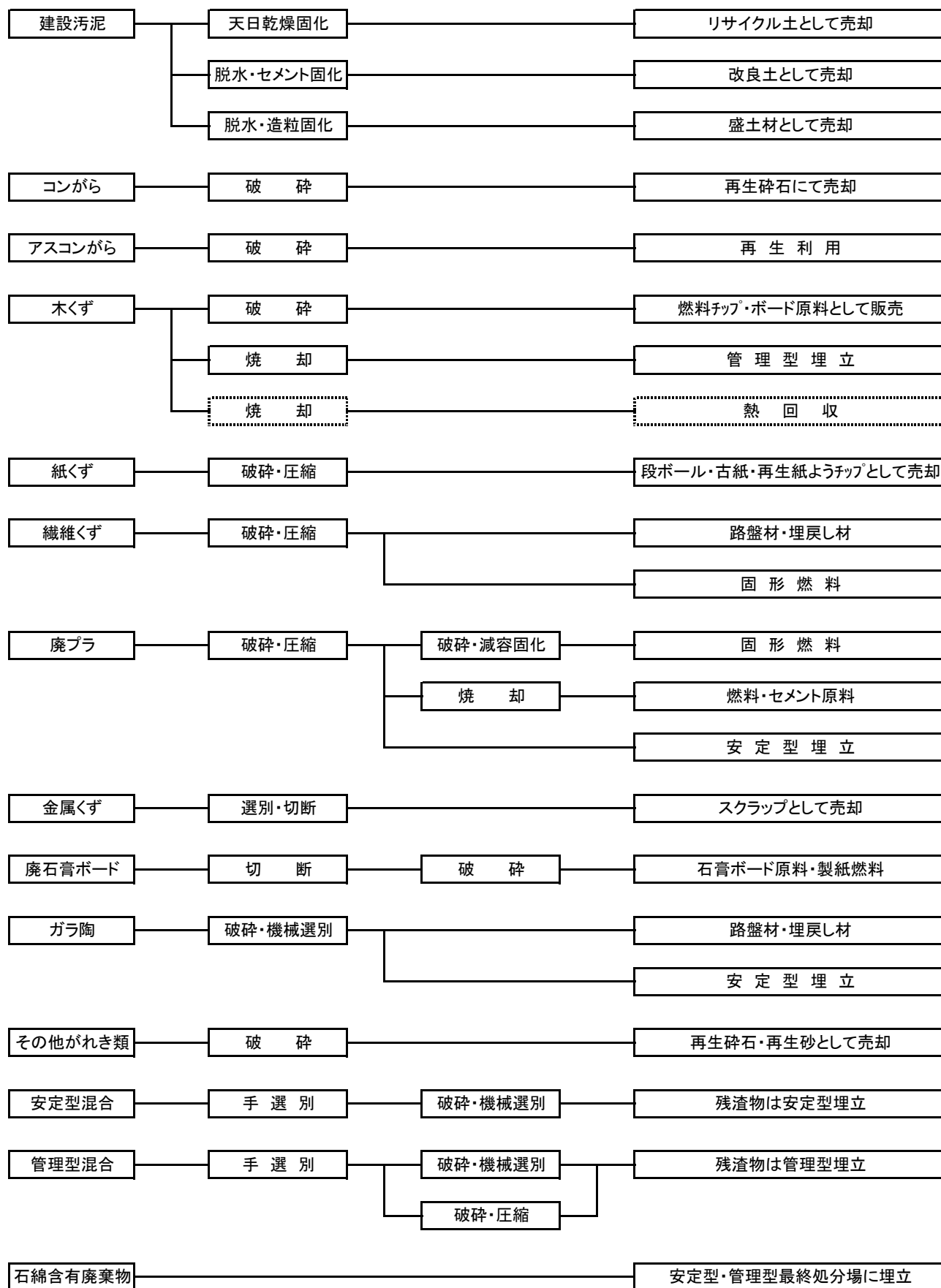
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																	
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】															
		産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず										
		排 出 量	0.24 t	33.45 t	32.4 t	1 t	0 t	t	t	t							
	②計画	【目標】															
		産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず										
排 出 量		2 t	70 t	810 t	30 t	2 t	t	t	t								
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																	
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】															
		産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず										
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t							
	②計画	【目標】															
		産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず										
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																	
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】															
		産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず										
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t							
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t							
	②計画	【目標】															
		産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず										
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t							
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量										0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

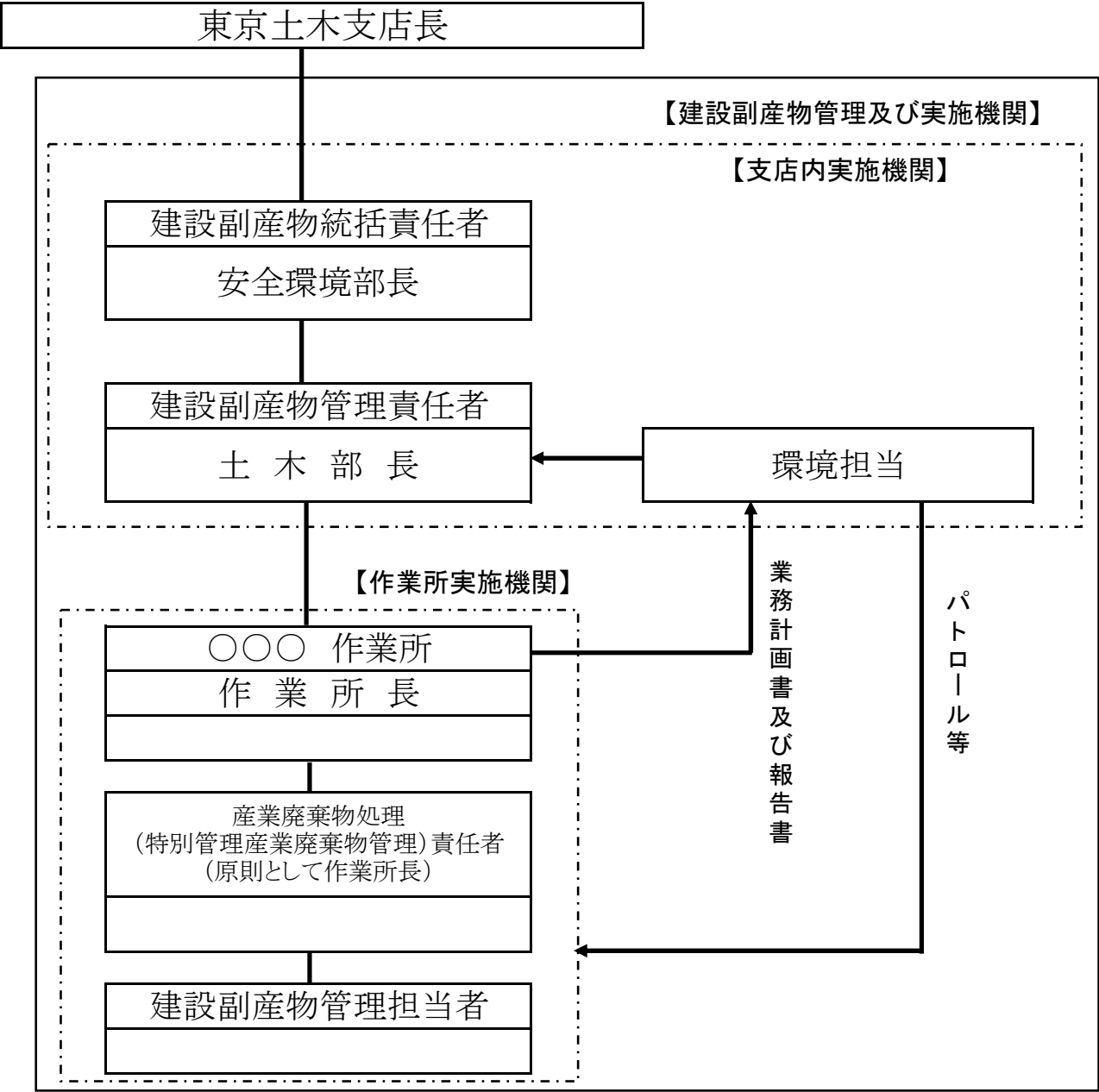
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず			
	全処理委託量	0.24 t	33.45 t	32.4 t	1 t	0 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.24 t	33.45 t	0 t	1 t	0 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.24 t	33.45 t	32.4 t	1 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	がれき類	混合廃棄物	金属くず			
	全処理委託量	2 t	70 t	810 t	30 t	2 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2 t	70 t	280 t	30 t	2 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2 t	70 t	810 t	30 t	2 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t

産業廃棄物の一連の処理の工程



建設副産物管理組織図

三井住友建設株式会社 東京土木支店



名 称	役 割 と 責 任
建 設 副 産 物 統 括 責 任 者	・施工に関わる建設副産物を統括的に管理する。 ・部支店外への対応を行う。
建 設 副 産 物 管 理 責 任 者	・自施工部門の建設副産物を総合的に管理する。
作 業 所 長	・自作業所の建設副産物を管理する。
産業廃棄物処理 (特別管理産業廃棄物管理) 責任者	・作業所の産業廃棄物処理(特別管理産業廃棄物)の適正処理を管理する。 (廃掃法第十二条六項又は第十二条の二第六項の規定による) (原則として作業所長)
建 設 副 産 物 管 理 担 当 者	・自作業所の建設副産物の日常管理をする。
環 境 担 当	・建設副産物処理に関する事項を管理する。